

4. 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注
			中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する他のサービス提供加算
★ 施行が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導要(1) (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (307単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)		
	(2) 介護予防居宅療養管理指導要(Ⅱ) (在宅医学総合管理科又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (394単位)		
□ 病院が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (307単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)		
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)		
△ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (356単位)	+100単位	+15／100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)		
	(2) 药局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (357単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (376単位)		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)		
○ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)			
	(2) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (482単位)			
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)			
△ 病院衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)			
	(2) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)			
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)			
■ 看護師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注: 准看護師が行う場合 ×90／100		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)			

※ △(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※ △(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。